別表第二号　工事設計の様式（別表第一号一⑴関係）

第一　第二から第六までの工事設計書に係る無線局以外の無線局に使用するための無線設備の工事設計書

［様式略］

［注１・２　略］

３　２の⑵の欄は、「Ｆ３Ｅ　142MHzから162MHzまで」又は「Ｆ３Ｅ　143.54，149.01，149.03，153.33，165.97MHz」のように記載するほか、次によること。

［⑴　略］

⑵　第２条第１項第11号の19、第11号の19の２、第11号の19の３、第11号の21、第11号の30、第54号又は第54号の４に掲げる無線設備であつて、占有周波数帯幅の許容値の範囲内で同時に送信できる電波の周波数の範囲が限定されるものにあつては、「1930.0MHz（同時送信可能な周波数は1925.32MHzから1934.68MHzまでのうち連続した最大4.32MHz幅）」のように限定された周波数の範囲を発射可能な周波数に付記すること。

［⑶　略］

⑷　第２条第１項第11号の19、第11号の21、第11号の30若しくは第54号に掲げる無線設備であつて設備規則第49条の６の９第１項第１号へに規定するキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行うことができるもの又は第２条第１項第11号の20から第11号の20の３まで、第11号の22から第11号の24まで若しくは第11号の30に掲げる無線設備であつて一の送信装置から複数の搬送波を同時に送信するものにあつては、同時に送信される複数の搬送波の周波数帯（次のアからコまでに掲げる周波数帯をいう。）及び当該搬送波の数を記載すること。

［ア～ク　略］

ケ　3.6GHzを超え4.1GHz以下の周波数帯

コ　4.5GHzを超え4.9GHz以下の周波数帯

［⑸・⑹　略］

［４～12　略］

［第二～第六　略］

様式第７号（第８条、第20条、第27条及び第36条関係）

表示は、次の様式に記号Ⓡ及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものとする。

［様式略］

［注１～３　略］

４　技術基準適合証明番号の最初の３文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、４文字目又は４文字目及び５文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別	記号
［略］	［略］

別表第二号　工事設計の様式（別表第一号一⑴関係）

第一　［同左］

［様式同左］

［注１・２　同左］

３　［同左］

［⑴　同左］

⑵　第２条第１項第11号の19、第11号の19の２、第11号の19の３、第11号の21、第54号又は第54号の４に掲げる無線設備であつて、占有周波数帯幅の許容値の範囲内で同時に送信できる電波の周波数の範囲が限定されるものにあつては、「1930.0MHz（同時送信可能な周波数は1925.32MHzから1934.68MHzまでのうち連続した最大4.32MHz幅）」のように限定された周波数の範囲を発射可能な周波数に付記すること。

［⑶　同左］

⑷　第２条第１項第11号の19、第11号の21若しくは第54号に掲げる無線設備であつて設備規則第49条の６の９第１項第１号へに規定するキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行うことができるもの又は第２条第１項第11号の20から第11号の20の３まで若しくは第11号の22から第11号の24までに掲げる無線設備であつて一の送信装置から複数の搬送波を同時に送信するものにあつては、同時に送信される複数の搬送波の周波数帯（次のアからクまでに掲げる周波数帯をいう。）及び当該搬送波の数を記載すること。

［ア～ク　同左］

［新設］

［新設］

［⑸・⑹　同左］

［４～12　同左］

［第二～第六　同左］

様式第７号（第８条、第20条、第27条及び第36条関係）

表示は、次の様式に記号Ⓡ及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものとする。

［様式同左］

［注１～３　同左］

４　［同左］

特定無線設備の種別	記号
［同左］	［同左］